



PFI Private  
Finance  
Initiative

PPP Public  
Private  
Partnership

---

真の意味の官民連携の実現に向けて

PFI/PPP推進協議会

# PFI/PPP推進協議会について

## ご挨拶

1999年にPFI法が施行されまもなく9年になろうとしています。また、2006年には公共サービス改革法が施行になるとともに指定管理者制度の本格運用が開始されており、今年度から施行される地方財政健全化法と相俟って多くの自治体は一層の情報の公開と業務の効率化を求められています。さらに昨年11月には内閣府PFI推進委員会から報告書「真の意味のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて」が、12月には経団連から提言書「PFIの拡大に向け抜本的な改革を求める」が公表される等、価値観の多様化した現代において、多様な社会的課題に応えつつ行財政改革を行うツールとしてのPFI/PPPの重要性が改めて強調されているところであります。



PFI/PPP推進協議会会長  
中垣 喜彦

他方、英国におきましては1979年にサッチャーが英国経済の復活と小さな政府を公約として首相に就任して以降、様々な行財政改革が試みられ1992年以降の長い景気拡大が現在も継続しています。そうした中で、PFIは行財政改革のツールとして1992年にメジャー政権により導入されましたが、その後数度にわたり修正が行われ、昨年の3月には標準契約書のバージョン4が作成され事業毎の標準化が図られています。このことは公共と民間との効率的な役割分担が真剣に議論され試行されていることを物語っております。

近年、多くの自由主義国におきまして小さな政府を目指して行財政改革を行うことがテーマとなっておりますが、いずれの国も住民が本当に必要とする公共サービスを、住民の目線で、住民の力を借りて実現し、住民の満足度をあげることを目指しています。日本におきましても少子高齢化、財政の逼迫、自治体職員の団塊世代の定年、設備の老朽化等の事由により、従来と異なった枠組みによるサービス提供が必要な状況にあります。その際にキーワードとなるのがPFI/PPP等のツールを用いて実施する真の意味での「官民連携」であります。「官民連携」が官の効率的な業務遂行を促し、民の事業拡大の契機となりひいては日本経済再生のエンジンの一つとなることを願ってやみません

### 設立目的

さまざまな分野にわたる会員の知見を結集して調査研究活動を実施し成果を共有するとともに、その成果を社会に情報発信していくこと、さらに官民協調してPFI/PPPに適合する事業を発掘していくことなどを通して、PFI/PPPの健全な発展を目指します。

### 名称

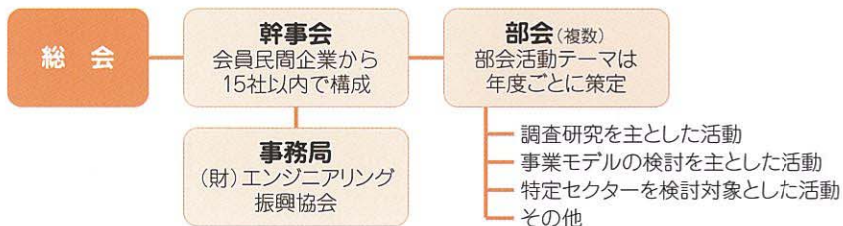
PFI/PPP推進協議会

### 沿革

平成9年12月に新エネルギー・リサイクル分野を中心としたPFIの導入推進を目的に、民間企業および地方公共団体が中心となって「新エネルギー・リサイクル等PFI推進協議会」として設立しました。

その後、より広範な官民協調による公共サービスの提供を唱えるPPPの概念の出現を踏まえ、平成14年7月に体制を整備し「PFI/PPP推進協議会」と改称しました。

### 組織



### 会員

地方公共団体、公益団体、民間企業

PFI

Private  
Finance  
Initiative

PPP

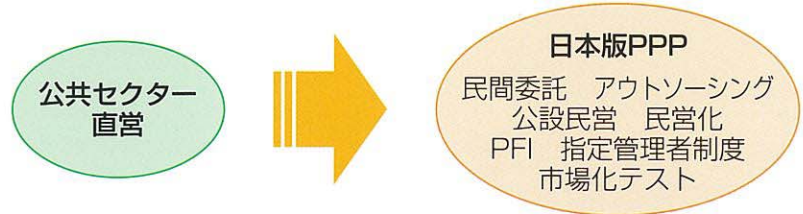
Public  
Private  
Partnership

「民間でできることは民間で」

# 日本版PFI/PPP

PPP (Public Private Partnership) は、文字どおり、官と民がパートナーを組んで公共サービスを行うという新しい官民協力の形態です。価値観の多様化した現代において多様な社会的ニーズに応えつつ行財政改革を行うツールとしてその重要性が改めて強調されています。「民」が本当に必要とする公共サービスを、「民」の目線で、「民」の活力を借りて実施し、行政の効率化とサービスの向上を図ることを目的としています。

実施にあたっては官民の適切な役割分担と連携が重要であり官民連携(公民連携)と呼ばれています。官民連携には次の通り様々な制度、手法があります。



PFI (Private Finance Initiative) は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法で、PPP(官民連携)の中核的事業手法です。

「小さな政府」と「経済再生」を目指す行財政改革の一環として1992年にイギリスで導入され、我が国では、PFI法「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」が1999年7月に制定されています。2007年12月末までにPFIの実施方針が公表された293件のうち公共負担額が決定したものは166件、2兆4914億円に達しています。この場合約23%(5738億円)のVFMが出たとされています。

PFIで事業を行うことにより

- ・ 低廉かつ良質な公共サービスが提供されること
- ・ 公共サービスの提供における行政の業務の効率化になること
- ・ 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資することが期待されています。

## PFI事業方式による分類

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p><b>① サービス購入型PFI</b></p> <p>発注者が、事業者からサービスを購入するもの。</p> <p>庁舎、一般道路、図書館、福祉施設、廃棄物処理施設等（割賦払いではない）</p> | <p><b>② 独立採算型</b></p> <p>利用者料金で投資を回収できるもの。コンセッションタイプ</p> <p>有料道路、有料橋、上水道等。</p> | <p><b>③ JV型(公共とのJVタイプ)</b></p> <p>利用者収入もあるが、独立採算できないため公共からの支払いも必要な事業。</p> <p>総合スポーツセンター、文化センター、鉄道、駐輪場等</p> |
|---|--|--|

## ●各制度の比較

| 項目         | 市場化テスト                                   | PFI制度                   | 構造改革特区制度  | 指定管理者制度                              |
|------------|--|-------------------------|---|--------------------------------------|
| 根拠法        | 公共サービス改革法                                | PFI法                    | 構造改革特別区制度   | 地方自治法                                |
| 対象         | 公共サービス                                   | 公共施設等の整備等に関する事業         | 規制対象分野  | 「公の施設」の管理                            |
| 民間事業者等との関係 | 民法上の契約関係を基本としつつ、本法により、当該契約関係に一定の制限を課す仕組み | 民法上の契約関係                | 民間事業者との契約を要する場合は、民法上の契約関係を基本としつつ、特区法の規定により、当該契約関係に一定の制限等を課す仕組み。 | 地方公共団体による「指定」(行政処分)により管理権限の委任を行う仕組み。 |
| 担い手の決定     | 入札(官も入札に参加)                              | 入札                      | 特区計画の認定   | 指定                                   |
| 最大の特徴      | 官民競争入札(官が参加しない場合もある)                     | 設計、建設、資金調達、所有を含めた総合的な評価 | 特定の地域にだけ全国一律の規制とは違う制度を認める仕組み                                    | 利用料金制等管理者権限の行使                       |

# 入会に関する Q&A

## Q1 PFIとPPPの違いは何ですか？

**A** PFI (Private Finance Initiative) は公共サービス（公共施設の建設、維持管理、運営等）に民間の資金、経営能力及び技術的能力を導入し、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを調達することをいいます。

一方、PPP (Public Private partnership) はこの概念をさらに拡大し、公共サービスに市場メカニズムを導入することを旨に、サービスの属性に応じて民間委託、PFI、独立行政法人化、民営化等の方策を通じて、公共サービスの効率化を図ることをいいます。

したがって、PFIはPPPの実施手段のひとつ、ということになります。

## Q2 協議会の会員になることのメリットは何ですか？

**A** 各種部会活動に参画することで、省庁や先進自治体、あるいは各種プロジェクトの最新動向が得られます。

また、各会員の個別案件等における課題解決の支援を受けられます。

さらに、さまざまな分野の企業が参画しているので、異業種パートナーの発掘にも役立ちます。

## Q3 複数の部会に入れるのですか？ また部会ではどんな活動を行うのですか？

**A** いくつでも入れます。  
部会のテーマは会員の方からの提案により成り立っていますので、自ら部会を立ち上げることも可能です。

部会では互選により部会長会社を選出し、そのリードの基に検討作業が行われます。

各社が各々得意分野での作業を分担し、効率的に作業を進めることにしています。

検討結果は報告書としてまとめます。

## Q4 部会に参画しないと 検討報告書は入手できないのですか？

**A** 報告書は出来上がった段階で関係省庁や自治体、会員の方々に無料でお配りしています。会員の方に限らず、ご要望があれば、過去の報告書も有料でお分けしています。

また、検討成果について会員の方を対象に、年一回成果報告書で報告します。

## Q5 部会活動の年間スケジュールを教えてください。

**A** 例年、  
● 7月 部会員募集  
以後月1回程度の部会開催  
必要に応じ、ワーキング部会開催  
● 2月頃 依頼元・地公体への中間報告会  
● 3月 報告書まとめ  
● 6月 最終報告  
● 7月 総会（活動報告、次年度活動計画）  
といったところです。

## Q6 協議会への入会資格はありますか？ また、入会金、年会費はありますか？

**A** 入会資格は特にありませんが、幹事会の承認が必要となります。所定の用紙で事務局までお申し込みください。入会金はありません。自治体の年会費は無料です。民間企業は年30万円の会費です。

集められた会費は、総会・幹事会・シンポジウム・セミナー等の会議費用、アドバイザーへの謝礼や外部委託費、報告書やパンフレットの作成等にあてられます。

# PFI/PPP推進協議会規約

## 趣 旨

「民間にできるものは民間に委ねる」という原則の下に、小さな政府を志向し、財政負担の縮減を図りながら、民間事業者の資金力、活力、経営力を活用し、社会資本の整備や公共サービスの提供を図ることは現代社会の趨勢でもある。我が国においても、行財政構造改革の一環として、平成11年9月にPFI法が制定・施行され、平成12年3月にPFI基本方針が公表されて以来、公共事業の整備や公共サービスの提供を民間に委ねるPFI手法が国、地方公共団体等の公的部門に定着しつつある。一方、PFI手法の様々な実践につれて、業法・管理法に跨る制度的課題や官民のリスク分担、などの新たな課題も顕在化しつつあり、官民両者にとっての効率的かつ効果的なPFIのあり方とその実践が問われている。PFIは今後とも、社会資本整備に係わる重要な選択肢としてその促進が図られるべきである。また、PFIをより効果的、効率的な手法とするためには、施設整備のみではなく、施設がもたらすサービスの提供により着目するとともに、より課題を大きく捉え、民間委託のあり方や、公共サービス提供のあり方自体の民間への開放をも視野に入れ、様々な手法を検討し、その実践のあり方を官民が切磋琢磨していくことが求められる。

PFI/PPP推進協議会は、このような背景に基づき、PFIの推進に係わるあらたな課題を検討し、更なるPFI案件推進を進めると共に、PFIを支えるより広義な概念であるPPPの啓蒙普及とこれによる事業案件の発掘・具体化を目的として、本規約第三条に示すところの活動を行おうとするものである。

### 第1条 (名 称)

本協議会は、PFI/PPP推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

### 第2条 (目 的)

1. 協議会は、官民協調しながらさまざまな分野にわたる会員の知見を集結して調査研究活動を行いPFI/PPPの啓蒙、普及、推進に資することを目的とする。
2. また、調査研究の成果を会員相互に共有するとともに社会に情報発信を行いPFI/PPPの健全な発展に資することとする。

### 第3条 (活 動)

協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 欧米のPFI/PPPの実施状況に関する調査。
- (2) PFI/PPP(エネルギー・環境分野を含む)事業に関する課題の抽出とあるべき形態についての検討
- (3) PFI/PPPに関する事業モデルの検討及び普及・啓発
- (4) 前項事業モデルの実施のための施策提言等
- (5) 公共サービスの改革に関する調査

### 第4条 (会 員)

協議会は、第2条に掲げる目的に賛同する自治体、企業、その他の法人、団体(学校、各種団体、グループ等)などをもって組織する。

- (1) 自治体会員  
国、地方自治体、公益法人(社団法人、財団法人)とする。  
法人の認可を受けていないその他の公益団体については業務内容等を審査の上決める。
- (2) 企業会員は下記2種類とする。(細則2 略)
  - ① 正会員
  - ② 賛助会員

### 第5条 (幹事会社)

1. 協議会に幹事会社を置く。
2. 幹事会社15社以内とし企業会員から互選により選出する。
3. 幹事会社の任期は、2年とし再任を妨げない。
4. 幹事会社が欠けた場合における補欠幹事会社の任期は残任期間とする。

### 第6条 (会長会社・副会長会社)

1. 協議会に会長会社、副会長会社を置く。
2. 会長会社、副会長会社は幹事会社のなかから互選により選出する。
3. 会長会社、副会長会社の任期は、2年とし、再任を妨げない。

### 第7条 (会長会社・副会長会社の職務)

1. 会長会社は、協議会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長会社は、会長会社を補佐する。

### 第8条 (監査会社)

1. 協議会の出納を監査するため幹事会社のなかから監査会社を2社選出する。
2. 監査会社の任期は2年とし、再任を妨げない。

### 第9条 (アドバイザー)

1. 協議会は第3条に定める活動を行うため専門的な検討を行うことを目的としアドバイザーを選定し、業務を委嘱することができる。
2. アドバイザーの任期は1年とし、再任を妨げない。

### 第10条 (会 議)

1. 会議は、総会及び幹事会とし、総会は、通常総会と臨時総会とする。
2. 総会、および幹事会を開催する場合には原則として1週間以上前に開催通知を行うものとする。

### 第11条 (総 会)

1. 総会は、自治体会員及び企業会員をもって構成する。
2. 通常総会は年1回会長がこれを招集し、会長会社は、その議長となる。ただし、会長会社が必要と認めるときは、臨時に総会を召集することができる。
3. 総会は、会員会社の過半数の出席をもって成立するものとする。ただし、会員が総会に委任状を提出した場合には、その数を出席者にくわえることができる。
4. 総会の議決は、議決権を有する出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
5. 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算の議決及び決算の認定。
- (2) 事業計画及び事業報告の承認。
- (3) 規約の変更。
- (4) その他会長が重要と認める事項。

### 第12条 (幹事会)

1. 協議会に幹事会を置く。
2. 幹事会は幹事会社により構成する。
3. 幹事会は、必要に応じ会長会社が召集し、会長会社は、その議長となる。
4. 幹事会は、幹事会社の過半数の出席をもって成立するものとし、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
5. 幹事会に付議する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
  - (2) 総会に付議すべき事項の審議。
  - (3) 会員の入退会に関する事項。
  - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

### 第13条 (事務局)

1. 協議会の会務を処理するため、事務局をエンジニアリング振興協会内に置く。
2. 事務局には、事務局長その他の職員を置き、協議会の運営に係わる事務を行う。
3. 事務局の組織及び運営について必要な事項は、幹事会の議決を経て別に定める。(細則1 略)

### 第14条 (経 費)

協議会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

### 第15条 (会 費)

会員は、年額次の会費を納入するものとし、サービスの内容は幹事会の議決を経て別に定める。(細則2 略)

- (1) 企業会員

|      |        |
|------|--------|
| 正会員  | 30万円/年 |
| 賛助会員 | 5万円/年  |
- (2) 自治体会員 無 料

### 第16条 (加入・脱会)

1. 協議会への加入は所定の申し込み書を、事務局宛に郵便もしくはFAXにて送付し、幹事会の承認を経て加入するものとする。
2. 協議会から脱退する場合は、その旨を遅滞なく書面にて事務局に連絡する。
3. 協議会から脱会する場合、支払った年度会費は返済されない。

### 第17条 (守秘義務)

1. 会員、アドバイザーは事務局から守秘の指定があった資料、情報を事務局の了解なしに第三者に開示、漏洩してはならない。
2. 退会後も5年間は前項を遵守するものとする。

### 第18条 (著作権)

1. 協議会名にて作成される資料、報告書の著作権は、特段の取り決めが無い限り、当協議会に属する。
2. 会員、アドバイザーは協議会名にて提供される資料、報告書を事務局からの制限の指定が無い限り、自らの業務に利用することができる。

### 第19条 (会計年度)

協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

### 第20条 (解 散)

協議会は総会の決議により解散することができる。  
その際、未だ支出されていない資金は企業会員にその支払い金額に応じ均等に返却する。

### 第21条 (その他の運事項)

前各条に定めるもののほか、本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義を生じた事項及び協議会の運営に必要事項は、会長会社が幹事会に諮り必要により総会の決議を経て協議の上これを解決する。

- 付 則
- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| ・平成 9年 12月 15日 施行 | ・平成 14年 7月 4日 改正    |
| ・平成 12年 4月 1日 改正  | ・平成 15年 7月 2日 改正    |
| ・平成 12年 6月 12日 改正 | ・平成 18年 7月 12日 全面改訂 |

# PFI

Private  
Finance  
Initiative

PFI/PPP推進協議会 事務局 (財団法人 エンジニアリング振興協会内)



## PFI/PPP推進協議会 事務局

〒105-0003 東京都港区西新橋1-4-6 CYDビル

(財)エンジニアリング振興協会内

Tel : 03-3502-4444 Fax : 03-3502-4964

E-mail : pfi-adm@enaa.or.jp

ホームページ : <http://www.enaa.or.jp/PFI/>

# PPP

Public  
Private  
Partnership